

# 入札金額内訳書作成手引（グループウェアサービス）

平成31年1月

## 1 入札金額内訳書は、次の場合に必ず作成し、提出してください。

グループウェアサービスに係る入札のうち、予定価格が事前公表されている一般競争入札に参加する場合は、あらかじめ入札金額内訳書を作成し、その入札書の提出時に提出する必要があります。

提出の方法については、入札説明書に記載していますので、それに従って提出してください。

## 2 入札金額内訳書は、次により作成してください。

### (1) 入札金額内訳書は、当財団所定の様式を使用して作成してください。

当財団所定の様式は、公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ (<http://www.ipc.city.hiroshima.jp/>) のトップページの「一般競争入札情報」へ画面を展開し、該当の入札案件からダウンロードしてください。

### (2) 記載事項は、次のとおりです。

ア 作成年月日（※開札日ではありません。入札金額内訳書の作成日を記載してください。）

イ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印

（※「代表者」には、継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。）

ウ 入札金額内訳書の内容について「回答ができる者」の所属・氏名及び連絡先電話番号

エ 件名

オ 入札金額の内訳（「積算の内容」・「金額」）

### (3) 区分の考え方

#### ① 次の区分ごとに「積算の内容」・「金額」の欄を記載してください。

ア サービス提供料

グループウェアサービス利用期間中のサービス提供料とする。

イ 保守・サポート費用

当該グループウェアサービスの利用に係る初期設定、操作マニュアル作成、職員向け研修費用等とする。

また、グループウェアサービスを良好な状態で使用させるための保守等が必要な場合は、保守等に係る費用

ウ 合計

ア サービス提供料及びイ 保守・サポート費用の合計とする。

エ 合計（月額）

ウの合計をグループウェアサービス利用月数で除したもの。

入札公告等に特別の定めがある場合を除いて円単位とすること。

オ 消費税相当額

合計（月額）に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める税率を乗じて算定する。

カ グループウェアサービス利用料（エ、オの合計）

合計（月額）及び消費税相当額の合計とする。

#### ② グループウェアサービスに係る原価の構成は、利用内容等によりそれぞれ変わる場合があります

ので、上記「ア」及び「イ」の区分での記載が不可能である場合は、新たな区分を記載の上、その「積算の内容」・「金額」を記入してください。

### 3 入札金額内訳書の作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 「出精値引 △〇, 〇〇〇円」、「端数処理 △〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないこと。
- (2) 次に掲げる事由に該当する場合は、その入札を無効とします。
  - ア 入札金額内訳書（その他入札金額内訳書に類する様式で、別途記載等が指定されたものを含みます。以下「入札金額内訳書等」といいます。）の提出を求められているにもかかわらず、提出しないもの
  - イ 入札金額内訳書等に記名・押印がないもの
  - ウ 入札金額内訳書等の件名がないもの
  - エ 入札金額内訳書等の件名が誤っているもの（ただし、件名の一部に誤りがあるが、当該案件の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。）
  - オ 入札金額内訳書等の積算の内容に記載が全くないもの
  - カ 入札金額内訳書等のリースに係る原価の合計（月額）金額が入札書記載金額と異なるもの（ただし、入札金額内訳書等のリースに係る原価の合計（月額）金額の千円未満の単位で端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。）
  - キ 入札金額内訳書の作成に当たって、当財団所定の様式を使用していないもの（ただし、入札金額内訳書の形態からみて当財団所定の様式と同様のものを使用していると認められる場合を除く。）
- (3) 談合情報が寄せられた場合は、提出された入札金額内訳書等を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
- (4) 提出された入札金額内訳書等は、返却しません。
- (5) 入札金額内訳書等の作成に当たり不明な点がある場合は、必ず事前に契約担当課（入札公告に記載しています。）に確認をしてください。